

平成29年度の佐賀支部保険料率（イメージ）

※小数点第3位四捨五入

①支部の療養の給付費等 **6.90%**

※支部ごとの医療費等により算出します。

②年齢調整 **▲0.12%**

※一般的に、高齢者が多ければマイナス、少なければプラスで調整します。

③所得調整 **▲0.79%**

※標準報酬月額が高ければプラス、低ければマイナスで調整します。

④27年度の精算分 **0.03%**

※H27年度の支部毎の収支が赤字ならプラス、黒字ならマイナスで調整します。

⑤現金給付に要する額
 前期高齢者納付金
 後期高齢者納付金
 退職者給付金拠出金等
 保健事業等に要する額
 業務経費等 **4.76%**

※全国一律に賦課される保険料率。

⑥支部独自事業に係る経費 **0.00%**

佐賀支部保険料率（激変緩和措置前）（①+②+③+④+⑤+⑥）

$$6.90 - 0.12 - 0.79 + 0.03 + 4.76 = 10.78\%$$



激変緩和措置

※支部の療養の給付等に適用
 （年齢・所得調整後）

※都道府県毎の保険料率を導入するにあたって、急激な格差を調整するための措置です。平成29年度は全国平均との差を**10分の5.8**に調整します。

激変緩和後の①の保険料率（①+②+③-5.24（①の全国平均）×激変緩和調整率+5.24）

$$(6.90 - 0.12 - 0.79 - 5.24) \times 5.8 / 10 + 5.24 \div 5.68\% \dots \textcircled{7}$$



佐賀支部保険料率（激変緩和措置後）（⑦+④+⑤+⑥）

$$5.68 + 0.03 + 4.76 = 10.47\%$$